

平成25年度 入札・契約制度の特例措置について

(平成25年4月1日から以下のように制度・取り扱いが変更になります。)

日本経済再生に向けた国の緊急経済対策により愛媛県内において急激な発注量の増加が見込まれることから、松山市公営企業局においても公共工事の適正かつ円滑な施工確保のために下記のとおり当分の間、特例措置を実施します。

なお、下記の取り扱いは、平成25年4月1日以降、公告又は指名を行う案件から実施します。

1. 専任の主任技術者の兼務の取り扱いについて

2. 現場代理人の常駐緩和について

1. 専任の主任技術者の兼務の取り扱いについて

請負金額 2,500 万円以上（建築一式工事 5,000 万円以上）の建設工事に配置される主任技術者に求めている現場毎の専任の要件について、**平成 25 年 4 月 1 日以降発注の案件から当面の間、下記のとおり緩和します。**

請負金額 2,500 万円以上（建築一式工事 5,000 万円以上）の建設工事において、下記工事に該当する場合は、2つの工事について専任の主任技術者の兼務を認める。

工作物に一体性又は連続性が認められる工事

又は

施工にあたり相互に調整を要する工事

かつ

工事現場の相互の間隔が 5km 程度（上限 6km）の 2つの工事

※技術者の兼務を希望する場合、技術者が兼務することについて、必ず発注者から事前に承認を得てください。

【兼務のための手続き】

○一般競争入札の場合

兼務させる場合は、別紙様式「現場代理人、主任技術者兼務承認申請書」により、発注者から事前に承認を得た上で、入札参加資格申請をする際に提出してください。また、落札決定後、契約日までに別紙様式「現場代理人、主任技術者兼務届」を松山市公営企業局 契約管理課に提出してください。

○指名競争入札の場合

発注者から承認を得た上で、落札決定後、契約日までに別紙様式「現場代理人、主任技術者兼務届」及び「現場代理人、主任技術者兼務承認申請書」を松山市公営企業局 契約管理課に提出してください。

※監理技術者及び営業所専任技術者については、他の工事を兼務することはできません。

※他発注機関が発注する工事と兼務できるのは、その発注機関が兼務を認める場合に限りです。

※松山市公営企業局発注工事において、低入札で落札した案件に専任で配置されている技術者については、他の工事を兼務することはできません。

2. 現場代理人の常駐緩和について

現在、現場代理人の常駐義務を請負金額が 2,000 万円未満の工事を 2 工事まで兼務可能としていますが、**平成 25 年 4 月 1 日以降発注の案件から当面の間、現場代理人の常駐義務を下記のとおり緩和します。**

①設計金額 2,500 万円（建築一式工事は 5,000 万円）未満の松山市公営企業局発注工事について、3 工事までは「現場代理人」の兼務を認める。

※松山市公営企業局発注工事以外の工事と兼務する場合は、松山市内又は工事現場の相互の間隔が 20km 程度の 2 つの工事とする。

②専任の主任技術者の兼務が認められた工事は、2 件まで兼務を認める。（建設業法施行令第 27 条第 2 項の規定による）

【兼務のための手続き】

○松山市公営企業局発注工事のみの場合

契約日までに別紙様式「現場代理人、主任技術者兼務届」を松山市公営企業局契約管理課に提出してください。

○松山市公営企業局発注工事以外の工事と兼務する場合

発注者から事前に承認を得た上で落札決定後、契約日までに別紙様式「現場代理人、主任技術者兼務承認申請書」及び「現場代理人、主任技術者兼務届」を松山市公営企業局契約管理課に提出してください。

※松山市公営企業局発注工事以外の工事と兼務したい場合は、必ず発注者から事前に承認を得てください。

〒790-8590 松山市二番町四丁目 4 番地 6

松山市公営企業局 管理部 契約管理課 （契約担当）

電 話 089-998-9826・9845

F A X 089-948-0335